菊陽町介護人材定着支援助成金 Q&A

Q1. どのような人が助成金の対象になりますか。

A. 原則として、次の要件を全て満たす方が対象です。

・令和８年 11 月１日以降に、町内の対象となる介護事業所等で、正規雇用かつ常勤の介護職員、訪問介護員または介護支援専門員として働き始めた方

・１年以上継続して働く意思がある方

・就労開始日時点で 30 歳未満の方。訪問介護員または介護支援専門員は、40 歳未満の方

・町税を滞納していない方

・暴力団員等に該当しない方

・新規就労助成金の交付決定日において、引き続き対象の介護事業所等で働いている方

なお、申請しただけでは交付は確定しません。就労開始から３か月経過後に町が最終審査を行い、交付または不交付を決定します。

Q2. 以前から非正規職員や非常勤職員として働いていますが、対象になりますか。

A. 令和８年 11 月１日以降に、正規雇用かつ常勤へ転換した場合は対象となる可能性があります。

この場合は、正規雇用かつ常勤へ転換した日が「算定基準日」となります。転換後の雇用条件や勤務時間など、全ての要件を満たしていることが必要です。

※算定基準日：事業所で就労を開始した日

Q3. 「正規雇用」「常勤」とは、どのような働き方ですか。

A. 次のとおりです。

正規雇用：期間の定めのない労働契約に基づく雇用

常勤：勤務先の就業規則などで定められた常勤職員の所定労働時間を勤務する形態

育児や介護を理由として、勤務先の制度に基づく短時間勤務を行っている期間も「常勤」として取り扱います。

ただし、その短時間勤務期間は、継続就労助成金における継続就労期間には算入されません。

Q4. 新規就労助成金は、いつ申請すればよいですか。

A. 新規就労助成金は、令和８年 11 月１日から受付終了になるまで申請できます。就労開始から３か月経過する前でも申請できます。

町が申請書類を受理した後、申請時点で確認できる要件を満たしている場合は、交付要件の仮確認を行い、人数枠を仮確保します。その後、算定基準日から３か月経過後に最終審査を行います。

ただし、仮確認や人数枠の仮確保は、助成金の交付を保証するものではありません。

Q5. 育児休業や介護休業、短時間勤務をすると対象外になりますか。

A. 休業または短時間勤務をしたことだけを理由に、直ちに対象外となるものではありません。

ただし、次の期間は継続就労期間に算入しないため、継続就労助成金を申請できる時期が、その期間に相当する日数分だけ後ろにずれます。

〇産前産後休業、育児休業、介護休業、勤務先の制度に基づく育児・介護などの短時間勤務

休業または短時間勤務の開始・終了時には、速やかに町へ届け出てください。期間や勤務時間を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

Q6. 転勤や異動をした場合も、助成を受け続けられますか。

A. 異動先によって取扱いが異なります。

〇同じ法人または個人が運営する町内の対象事業所への異動の場合

異動前後の就労期間を通算します。算定基準日は変更しません。

〇町外の事業所への異動の場合

原則として、その後の継続就労助成金の対象になりません。

〇別法人の事業所への転職の場合

継続就労助成金は、新規就労助成金を受けた事業所または同一法人での就労が要件であるため、原則として対象になりません。

〇町外の事業所から同一法人の町内の事業所へ異動の場合

助成の対象となりません。町内の事業所で働き始めた方が対象となります。

※異動が決まった場合は、交付前・交付後を問わず、速やかに町へご相談ください。

Q7. 申請すれば必ず人数枠を確保できますか。

A. 必ず確保できるものではありません。

この助成制度では、新規就労助成金の交付決定者について、予算の範囲内で全体 50 人を上限とし、内訳として次の人数枠を設けています。

人数枠	人数
訪問介護員の優先枠	10 人
介護支援専門員の優先枠	10 人
外国人枠	５人
一般枠	25 人
合　計	50 人

原則として申請の受付日が早い順に取り扱います。ただし、同じ日に受け付けた申請により上限を超える場合は、公開抽選などの公平な方法で対象者を決定します。

人数枠の仮確保数と交付決定者の累計数の合計が上限に達した場合は、申請受付を終了します。

Q8. 外国籍ですが、申請できますか。

A. 国籍、在留資格、在留期間、就労条件などを確認した上で、他の要件も全て満たしていれば申請できます。

外国人に該当する方は、職種にかかわらず外国人枠に算入され、一般枠や訪問介護員・介護支援専門員の優先枠には算入されません。外国人枠の上限は５人です。

申請時には、在留カードなど、国籍、在留資格、在留期間および就労制限の有無を確認できる書類が必要です。

Q9. 申請は窓口以外でもできますか。

A. 窓口、郵送または電子申請による提出を想定しています。

Q10. 町外に住んでいても申請できますか。

A. 申請者の住所について、菊陽町内であることは要件として定めていません。

そのため、町外にお住まいの方でも、菊陽町内の介護事業所等に勤務し、年齢、雇用形態、勤務形態などの要件を全て満たしていれば申請できます。

ただし、町税の滞納がないことなど、他の要件を満たす必要があります。

Q11. 事務職、調理員、看護職員、リハビリ職員なども対象になりますか。

A. この助成金の対象は、町内の対象事業所に勤務する介護職員、訪問介護員または介護支援専門員です。

そのため、事務職、調理員、運転手などとしてのみ勤務する方は、原則として対象になりません。また、看護職員やリハビリ職員などについても、その職種であることのみをもって対象になるものではありません。

実際の職名だけでなく、主な業務の内容を確認して判断します。複数の業務を兼務している場合は、雇用契約書、辞令、勤務実績などを確認することがありますので、事前に町へご相談ください。

Q12. 病院や障害福祉サービス事業所で働く場合も対象になりますか。

A. 対象となる勤務先は、菊陽町内に所在し、介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所・施設です。

したがって、病院や障害福祉サービス事業所であっても、介護保険法に基づく指定・許可を受けた対象事業所として勤務する場合は、対象となる可能性があります。一方、医療保険や障害福祉制度のみに基づく事業所での勤務は、本助成金の対象になりません。

複数の事業を一体的に運営している場合は、どの事業所に所属し、どの業務に従事しているかを確認して判断します。

Q13. 年度の途中で 30 歳または 40 歳になった場合は、対象外になりますか。

A. 年齢要件は、年度末や申請日ではなく、算定基準日における満年齢で判定します。

例えば、一般の介護職員の場合、算定基準日に 29 歳であれば、その後、申請や交付決定までに 30 歳になっても、年齢要件については対象となります。

Q14. 就職後 3 か月以内に退職した場合、新規就労助成金は受け取れますか。

A. 受け取ることはできません。

新規就労助成金は、算定基準日から 3 か月経過後に町が最終審査を行い、交付決定日において、引き続き算定基準日に勤務していた介護事業所等で就労していることが必要です。

申請後、交付決定前に退職した場合は、速やかに町へ届け出てください。交付要件の仮確認や人数枠の仮確保を受けていても、助成金の交付は保証されません。

Q15. 新規就労助成金を受け取った後に退職した場合、返還が必要ですか。

A. 新規就労助成金を適正に受給した後に退職したことだけを理由として、既に受け取った助成金を当然に返還することにはなりません。（※継続就労助成金についても同様の取扱いです。）

ただし、次のような場合は、交付決定の全部または一部が取り消され、返還を求められることがあります。

・虚偽その他不正な手段により交付決定や助成金の交付を受けた場合

・助成金の交付を受ける前に退職していた場合

・助成金の交付を受ける前に正規雇用または常勤の要件を満たさなくなっていた場合

Q16. 助成金の振込先として、家族や勤務先の口座を指定できますか。

A. 助成金は交付決定者本人に対して交付するものであるため、原則として、交付決定者本人名義の口座を指定していただきます。

口座名義が旧姓になっている場合など、申請者本人の口座であることを確認できない事情があるときは、通帳やキャッシュカードの写しなど、口座情報を確認できる書類の提出を求めることがあります。

Q17. 申請後に氏名、住所、電話番号または振込口座が変わった場合は、どうすればよいですか。

A. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ連絡してください。

Q18. 新規就労助成金を受け取っていなくても、継続就労助成金だけを申請できますか。

A. 申請できません。

継続就労助成金を受けるためには、新規就労助成金の交付を受けていることが要件です。新規就労助成金を申請しなかった場合や、不交付となった場合は、継続して勤務していても継続就労助成金の対象にはなりません。

また、継続就労助成金は自動的に交付されるものではありません。継続就労期間が１年から７年までの各時点に到達するたびに、申請期間内に申請する必要があります。